

長浜水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

長浜水道企業団
企業長 三和啓司

上水道規則第4号

長浜水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規則

(長浜水道企業団職員就業規則の一部改正)

第1条 長浜水道企業団職員就業規則(平成6年上水道規則第4号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項および第37条の2第1項中「(会計年度任用職員については、規程で定める者に限る。)」を削る。

第40条の3中「任命権者」を「企業長」に改め、同条を第4条の4とする。

第40条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「任命権者」を「企業長」に、「申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条第2項中「任命権者」を「企業長」に改め、同条を第40条の3とし、第40条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第40条の2 企業長は、長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との

両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 企業長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の子が3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 企業長は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則（平成23年上水道規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部または一部」に改め、同項第2号中「職員を除く」の右に「。次条において同じ」を加え、同項の次に次の3項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを企業長に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1の年度につき次に掲げる時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職

員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると企業長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第21条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める

前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

第21条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「育児時間」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 第20条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

第23条中「職員が」の右に「第20条第1項に規定する」を加える。

第24条第2項第2号を次のように改める。

(2) 職員が第3項変更をしたとき。

第24条第2項第3号を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの規則による改正後の長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則第20条の規定の適用については、同条第2項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2項第2号イ中「10」とあるのは「5」とする。